

佐賀県知事 様

医療機関の所在地

医療機関名

医師名

電話番号

遅延理由書

・診断の日 令和 年 月 日

・発生届提出日 令和 年 月 日

〔遅延の理由及び改善策〕

参考

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第 12 条第 1 項（医師の届出）

医師は結核を診断したときは、直ちにその者の氏名、年齢、性別その他の事項を最寄りの保健所長を経由して県知事に届け出なければならない。